

日本イギリス哲学会
第33回総会・研究大会

プログラム・報告要旨

Japanese Society for British Philosophy

Program of the 33rd Annual Conference

at Miyazaki University

期 日 2009年3月27日（金）・28日（土）

会 場 宮崎大学 木花キャンパス 教育文化学部 講義棟

宮崎市学園木花台西1丁目1番地

第 1 日 2008 年 3 月 27 日 (金)

9:30～ 受付 教育文化学部講義棟 1 階ロビ

10:00～11:00 総会 L101 教室

11:00～12:00 会長講演 L101 教室

星野勉 (法政大学)
「規範理論としてのホッブズ社会契約論」
紹介者 寺中平治 (聖心女子大学)

12:00～13:00 昼食・休憩

13:00～17:30 シンポジウム I

L101 教室

「アダム・スミス『道徳感情論』出版 250 周年を記念して」
司会：田中秀夫 (京都大学)・只腰親和 (横浜市立大学)

13:00～13:10 発 題 司会者

13:10～13:40 第 1 報告 柘植尚則 (慶應義塾大学)
〈市民〉と〈有徳な人〉—もう一つの「アダム・スミス問題」—

13:40～14:10 第 2 報告 新村聡 (岡山大学)
アダム・スミスの近代自然法学批判と経済学の成立

14:10～14:40 第 3 報告 渡辺恵一 (京都学園大学)
『道徳感情論』における徳の政治学

14:40～15:00 ティー・ブレイク

15:00～17:20 質疑応答

17:20～17:30 総 括 司会者

18:00～ 懇 親 会

宮崎大学生協食堂

第2日 2008年3月28日(土)

9:20 受付

講義棟1階ロビー

9:40~12:10 個人研究報告(報告35分、質問15分)

第1会場 L101 教室

- 9:40~10:30 萬屋博喜(東京大学大学院)
ヒュームの因果論における言語の役割
司会: 中才敏郎(大阪市立大学)
- 10:30~11:20 森直人(高知大学人文学部コミュニケーション学科)
ヒューム政治論における自由概念の重層性の意義と含意について
司会: 伊勢俊彦(立命館大学)
- 11:20~12:10 渡辺一弘(京都大学大学院・日本学術振興会特別研究員)
ヒュームの知性論における「極めて危険なジレンマ」について
司会: 一ノ瀬正樹(東京大学)

第2会場 L102 教室

- 10:30~11:20 櫻木新(明治学院大学)
命題記憶と把持
司会: 冲永宜司(帝京大学)
- 11:20~12:10 鈴木真(南山大学社会倫理研究所)
新しい規則帰結主義は古い批判をかわせるか?
司会: 久保田顕二(小樽商科大学)

第3会場 L105 教室

- 10:30~11:20 矢島荘平(東京大学大学院)
アダム・スミスのデザイン論と生物学的進化論—その共通点と相違点
司会: 篠原久(関西学院大学)
- 11:20~12:10 水野俊誠(慶応大学)
J・S ミルにおける幸福と徳の関係について
司会: 大久保正健(杉野服飾大学)

12:10~13:30 昼食・休憩

13:30～17:00 シンポジウム II L101 教室

「ダーウィンと現代」

司会：桜井徹（神戸学院大学） 入江重吉（松山大学）

13:30～13:40 発 題 司会者

13:40～14:10 第1報告 藤田祐（無所属）
社会ダーウィニズムとハーバート・スペンサー

14:10～14:40 第2報告 横山輝雄（南山大学人文学部）
ダーウィンと現代

14:40～15:10 第3報告 伊勢田哲治（京都大学文学研究科）
ダーウィンの残した思考ツール：近年の生物学哲学の話題から

15:10～15:30 ティー・ブレイク

15:30～16:50 質疑応答

16:50～17:00 総 括 司会者

17:00～

閉会挨拶

会 長・星野勉

シンポジウムI アダム・スミス『道徳感情論』出版250周年を記念して

第1報告

〈市民〉と〈有徳な人〉

—もう一つの「アダム・スミス問題」—

柘植尚則(慶應義塾大学)

アダム・スミスが『道徳感情論』で論じた〈人間〉は、一般に、近代の新たな〈市民〉とされている。スミスによれば、人間には、他人から共感(是認・称賛)されたいという欲求がある。人々は、自分の行為が公平な観察者に共感されることを何よりも望む。だが、そのためには、自己愛(利己心)を他人がついていける程度にまで引き下げなければならない。「富と名誉と地位をめざす競争」で、人々は、ライバルを追い越すために全力で走ってよいが、ライバルを押し倒すならば、観察者からは共感されないだろう。それはフェア・プレイ(正義)の侵害であり、観察者にとって許せないことである。そこで、人々は、観察者からの共感を求めて、自己愛を抑え、正しく振る舞うようになる。また、中流や下流の地位にあつては、「徳への道と財産への道」は、たいていの場合、ほとんど同じである。中流や下流の職業では、職業上の能力が、慎慮・正義・不動・節制といった徳と結びつけば、成功しそこなうことはめったにない。また、中流や下流の人々は、法律によって正義の規則を尊重するように強いられ、また、規則正しく行為しなければ、仲間の信用を得られない。それゆえ、こうした立場の人々に対しては、かなりの徳が期待できる。

スミスの考えでは、市民社会(商業社会)において、人々は自己愛を抑え、有徳になっていく。そこでは、正義をはじめとする様々な徳が必要とされており、実際、多くの人々が徳を有している。だが、このような〈市民〉は真に有徳といえるだろうか。「富と名誉と地位をめざす競争」では、人々の目的はあくまで富と名誉と地位を得ることであつて、有徳になることではない。また、「徳への道と財産への道」の議論は、人々が財産をめざす中で有徳にもなりうる、というものである。ここでも、人々の目的は財産を得ることであつて、有徳になることではない。徳は、商業活動の結果として得られたもの、あるいは、商業活動の手段として得ようとしたものにすぎない。だとすれば、〈市民〉は真に有徳とはいえないだろう。真に有徳な人とは、徳をそれ自体として求める人ではないだろうか。

ところが、スミス自身が『道徳感情論』でそのような〈有徳な人〉(賢人)について論じている。スミスによれば、「状況から自然に生ずる、規律の無い情念の導きに身を委ねるのではなく、胸中の偉大な同居人、偉大な半神が指図し是認する、抑制され訂正された情動に従つて、自分の振る舞いと行動の全体を統治する人物だけが、真に有徳な人である」。そして、良心による自己是認は「賢人が切望しうる、あるいは切望すべき、唯一ではないとしても、少なくとも主要な対象である。自己是認への愛は徳への愛である」。さらに、「徳への真の愛を人間に吹き込むためには」「是認されるべきものであることへの欲求」が必要とされる。つまり、スミスの考える〈有徳な人〉とは、是認に値するものになろうと欲し、徳への愛(自己是認への愛)から、良心に従つて自己規制を行う人物である。スミスの描いた〈市民〉と〈有徳な人〉の間には大きな隔たりがあるように見える。それでは、〈市民〉はいかにして〈有徳な人〉になるのか。それはそもそも可能なのか、あるいは必要なのか。スミスは〈市民〉から〈有徳な人〉に至る道筋を示しているが、それは〈市民〉にとってきわめて厳しいものである。他方、スミスの論じた市民社会の道徳は(彼自身の言葉を借りれば)「普通の程度の道徳」であり、〈有徳な人〉は必要とされていない。だとすれば、スミスはすべての〈市民〉が〈有徳な人〉になることを求めてはいなかったのか。それにもかかわらず、スミスが〈市民〉だけでなく〈有徳な人〉について論じたのはなぜか。これらの問いはスミスの人間観や社会観の再考を迫るものである。その答えを探りながら、『道徳感情論』の目的や意義について改めて考えてみたい。

第2報告

アダム・スミスの近代自然法学批判と経済学の成立

新村聡(岡山大学)

I はじめに——アダム・スミス革命

アダム・スミスの『道徳感情論』は、倫理学を直接の主題とするだけでなく、法学の方法論としての意義を有していた。グロチウス以来の近代自然法学で理論的骨格をなしていたのは、人々の「合意」(コンベンション)による私的所有権と市民政府の起源の説明であった。これに対してスミスは、『道徳感情論』で道徳能力としての「共感」を示し、『法学講義』では、共感に基づいて所有権と政府の起源と発展を論ずる。スミスによる合意所有論から共感所有論への転換の結果として、経済学は法学から分離独立することになった。以下、II節で近代自然法学の基本命題とそれをめぐる理論対立を素描し、III節でスミスの『道徳感情論』と『法学講義』の主題を明らかにし、IV節で近代自然法学の転換がいかんにして経済学を成立させたかを考察する。

II 近代自然法学における理論対立

グロチウスやプーフENDORFの近代自然法学は、所有権と市民政府の起源を人々の「合意」(コンベンション)によって説明した。これに対してロックは、市民政府の起源では合意論を受け入れたが(社会契約説)、所有権の起源では合意論を否定した。グロチウス、ホブズ、プーフENDORFらは、所有権とそれに関する自然法が人々の合意によって人為的に形成されると論じたのに対して、ロックは、所有権が神によって与えられた普遍的権利であり、自然法は普遍的に妥当すると主張したのである。

18世紀になると、ヒュームがグロチウス以来の近代自然法学の人為的正義論を継承して、所有権と市民政府のいずれの起源も合意によると主張する。他方、スミスは、所有権と市民政府のいずれの起源についても合意論を否定し、共感論に置き換えるのである。

III スミスの『道徳感情論』と『法学講義』の主題

スミスは、『道徳感情論』において、公平な観察者の共感の反復から道徳の一般規則が理性によって帰納されると主張し、合意による一般規則形成論をしりぞけた。『法学講義』では、生活様式が狩猟・牧畜・農業・商業と4段階で変化することもない人々の共感とその反復から帰納される自然的正義の規則(自然法)が変化することを論ずる。またスミスは、市民政府の起源についても合意論を否定し、為政者に対する人々の共感から市民政府の起源と発展を説明した(権威の原理)。

IV 経済学の成立

近代自然法学の合意所有論では、所有権を形成する合意に先立って、所有権が存在しない自然状態の負効用(不利益)か、または所有権の効用(利益)を人々が認識することが前提とされていた。所有権の効用とは、労働成果の享受が保障されて勤労が促進され、私有財産の交換としての市場経済が発展して、財の豊かな消費が可能になることである。

スミスの共感所有論によれば、人々は所有権の効用を認識していなくても、占有者の合理的な期待に対する共感と加害者に対する反感とをくり返して経験する中から所有権に関する一般規則が形成される。こうして近代自然法学では法学理論の中で不可欠の役割を果たしていた所有権の効用論が、スミスでは法学から分離されて経済学として独立することが可能になったのである。(参考文献:新村聡『経済学の成立』御茶の水書房)

第3報告 『道徳感情論』における徳の政治学

渡辺恵一 (京都学園大学)

経済思想の側面から考察される『道徳感情論』研究では、『国富論』とその成立母体となった自然法学との関係が重視され、商業社会の規範倫理とされる「慎慮」と「正義」の徳の「同感」論的基礎づけが、スミス倫理学の特色として強調されてきた。『感情論』を『国富論』成立の思想的背景を明らかにする著作と位置づける、このようなアプローチは、スミス倫理学の近代的側面を鋭く抉り出すという意味において大きな成果をあげてきたといえるが、近年の『感情論』研究は、スミスの倫理学を、神学的側面や古典的道德論といった、より広範な思想史的諸相との関連において考察することに力が置かれている。

本報告の課題は、プラトンやアリストテレスの古典的有徳論とスミス倫理学との関係を問うことにより、『感情論』における「徳の政治学」の所在に光をあてることにある。もともと、過去のスミス研究において、政治的あるいは公共的な徳の問題がまったく議論されなかったというわけではない。初版とは「まったく別の著作」と思えるほどの大改訂がおこなわれた『感情論』六版では、新たに「実践道徳」を論じる第六部（「徳の性格について」）が追加されたからである。そこでは「武勇、広汎で強力な仁愛、正義の諸規則への神聖な顧慮と結合」される「上級の慎慮」の体現者として、軍人・政治家・立法者の性格が肯定的に論じられている。しかし、このような政治的な徳の問題としての（完全）有徳論は、『感情論』六版ではじめて登場するかのように解釈されているが、実際には、すでに初版においてスミスが明確に論じているテーマであった。すなわち、「厳密な意味での倫理学」としての『感情論』は、もともと一般市民に求められる規範倫理（「慎慮」と「正義」）のレベルを超えるパースペクティヴをもって構想されていたのである。

本報告では以下の諸点に言及することで、『感情論』（初版）における「徳の政治学」の所在を明らかにしたいと考えている。第一に、『感情論』初版第六部（六版第七部）の最後（第4篇）にでてくる、死の恐怖でもって強制された契約の履行義務の問題を検討する。スミスの回答はやや意外なものであって、このような強制された契約について法的な履行義務は存在しないが、それでも強制に屈したことや、履行する気持ちのない契約を結んでしまったことについて、信義の問題が残るというのである。第二に、『感情論』六版で提起される「上級の慎慮」論や「賢明有徳な人」という統治者像は、初版六部（六版・第七部）の「徳の本性」の概説史で紹介されたプラトンの「完全有徳」論を基本的に踏襲するものである。この事実が意味するのは、すでに『感情論』初版において、スミスは「徳の本性」論としては古典的有徳論を前提にして議論していたということである。第三に、英雄や征服者、あるいは政治家にとって、「野心と呼ぶのが適切な」「利己心の偉大な諸対象」については、義務感とは無関係に「それ自体として」追求されるべきだ、とスミスは主張する。この第三部第4篇の議論は、事実上『感情論』六版の「上級の慎慮」を論じたものである。第四に、統治の完成（手段）と統治の目的との混同をスミスは批判するものの、「政治学の研究ほど、公共精神を促進する傾向が多いものはない」として、スミスはアリストテレスの伝統にしたがって、「倫理学と政治学」を一体のものとして捉えている（第四部第1篇）。

以上の検討から明らかになるのは、スミスの倫理学は、古典古代の道德論やキリスト教倫理の伝統の全面否定によって成立したものではないということである。むしろ、「同感」原理による商業社会の規範倫理の基礎づけの作業は、古典的有徳論の組み換え（解体と再編）という、『感情論』の基本構想の一環として行われたと理解するほうが、妥当な解釈だと思われる。

個人研究報告

ヒュームの因果論における言語の役割

萬屋 博喜(東京大学大学院)

本発表の目的は、デイヴィッド・ヒュームの因果論において言語がいかなる役割を果たしているのかということを知ることにある。従来、ヒュームの因果論は「因果の規則説 (the regularity theory of causation)」として解釈されることが一般的であった。因果の規則説とは、個別的事象a と個別的事象b の間の因果関係がタイプAの事象とタイプBの事象の間に成立する「恒常的随伴 (constant conjunction)」の一例である、とする解釈である。この解釈は、ヒュームの因果論が一種の概念分析の試みに他ならない、すなわち、因果性の概念を規則性や恒常性の概念に分析しようとする試みに他ならないという理解に立って提出されたものである。

こうした解釈に対して、近年「懐疑的实在論 (skeptical realism)」と「投影主義 (projectivism)」という、それぞれ別々の観点からテキスト上の証拠をあげつつ因果の規則説を批判する解釈が提出されている。懐疑的实在論とは、われわれが因果関係の本質である「必然的結合 (necessary connection)」を事象間に知覚できないにもかかわらず、それでも事象の側には必然的結合が実在している、とする解釈である。これに対し、投影主義とは、事象間の必然的結合が事象の側にもともと備わっている事実ではなく、事象の側に投影されたわれわれの期待や態度に他ならない、とする解釈である。どちらの解釈も、ヒュームの因果論は概念分析の理論ではなく認識論と存在論が複雑に交差した理論である、という見解に立っている。しかし、ヒュームがどのような認識論と存在論を提示しているかについて、両者の理解は対立しているといえる。そして現在まで、懐疑的实在論と投影主義のどちらがテキストの整合的理解を与えているかをめぐって、論争が繰り返されてきた (K.A.Richman and R.J.Read(ed.), *The New Hume Debate*, Routledge, 2000.)。

しかし、懐疑的实在論と投影主義の間で展開されてきた論争はいまだ決着を見ておらず、ヒュームの因果論に対する統一的な解釈は現在でも提出されていない。このような状況に陥っているひとつの要因は、懐疑的实在論や投影主義が因果の規則説を退けると同時に因果論における言語の役割を低く見積もっている、ということにあると考えられる。というのも、ヒュームはみずからの因果論において、まとまった形ではないが言語や意味に関する考察を展開しており、その解明なしに適切な解釈を与えることは困難であると思われるからである。

そこで本発表は、ヒュームの因果論における言語の役割を解明することによって、従来の解釈とは異なる新たな視点をもたらすことを試みる。そのためにまず、懐疑的实在論と投影主義の解釈論争を整理し、批判的に検討する。次に、主著『人間本性論』をはじめとするヒュームの著作における言語に関する論考をまとめ、その論考とヒュームの因果論の関係を明らかにする。最後に、言語という観点を導入することによって、ヒュームの因果論の解釈にどのような視点をもたらすことが可能になるのかを論じる。

個人研究報告

ヒューム政治論における自由概念の重層性の意義と含意について

森 直人（高知大学）

本報告では、デイヴィッド・ヒュームの政治論における自由概念について考察する。具体的には、彼の自由概念が重層的な意味内容を有すること、その複数の意味が「規則性」を基準とした価値付けを通じ「法の支配rules of law」へと収束すること、そして法の支配の概念がある二面性を有すること、という三点の解釈を提示したい。

この主題については先行研究間で解釈の相違が存在する。Forbes (1975) は、ヒュームの自由概念に「自由な統治 free government」に固執する通俗的ウィッグの残滓と、法の支配を重視する懐疑的ウィッグの認識の両面を指摘する。坂本 (1995) も、自然法学の枠組みから法の支配を重視し、自由の内容を私権の保障（実定法による正義の具体化）と規定し、自由な統治の意義を否定する。これに対し犬塚 (2004) は、国制論的な枠組みから自由な統治の意義を強調する。それによれば自由な統治とは「混合政体」を意味し、これこそ名誉革命が実現した高次の自由であると解される。こうした相違に着目すれば、彼の自由概念の複数の意味内容、特に法の支配（法学的な自由）と自由な統治（国制論的な自由）の相互関係と比重をどのように捉えるか、という点が解釈上の問題となる。

この問題について、本報告ではまず彼のテキストから自由概念の意味の広がりを確認する。彼の自由の用例は、中世のサクソン人を歴史上最も自由な（しかし野蛮な）国民と規定する議論に始まり、テューダー朝における法学的自由の実現、名誉革命における国制論的自由の確立を経て、同時代イングランドの「自由の過剰」に対する否定的で悲観的な発言に至る。報告者の理解では、これら異なる意味内容は、「統治権力に対する対抗力」という共通の内容を持ち、また「規則性」という基準により区別されるものと解釈できる。ここで規則性とは、統治権力とそれへの対抗力が、既知の、一定の、共有の形式に従う度合いを意味する。サクソンおよび同時代イングランドの自由は、統治権力に対する臣民の無秩序な対抗によって特徴づけられ、他方で国制論的・法学的自由は、統治権力と対抗力のあり方に高度な因果性をもたらす高い規則性を特質とする。そこから彼の自由概念は、統治への対抗力を共通の内容とし、規則性の高低によって弁別される、重層的な構造を有するものと解釈される。

さらに規則性は、自由の複数の意味内容に対する価値付けの基準としても機能する。ヒュームは自由が常に望ましいものと明言するが、同時に政治社会の安定性を重視する立場から、自由の複数の意味内容に対しそれぞれの規則性の程度に従って異なる評価を与えている。サクソンおよび同時代イングランドの自由には、その規則性の欠如が政治社会に無秩序と暴力をもたらすとして、否定的な評価が与えられる。問題となるのは、共に規則性を有する国制論的・法学的自由である。これについてヒュームは、国制論的な自由が（同時代イングランドに見られるような）自由の過剰に陥る危険を警戒し、他方で単純君主政の法学的自由の高い規則性を見出して、最終的には政治社会の安定と両立しうる自由として、法学的な自由により高い評価を与える。こうして彼の自由概念の複数の意味内容は、規則性を基準とした価値付けを通じて法学的自由へと収束すると考えられる。

本報告の最後には、法学的自由の持つ含意について検討する。ヒュームは、国制論的な「高次の自由」ではなく、政治社会の安定と両立しうる次善の自由として法学的自由を選択する。それは確かに自由の擁護ではあるが、同時に一元的な権力への擁護でもあるという二面性を有する。法学的自由の選択には、政治社会の安定性をめぐる彼の認識の悲観的で権力的な側面が現れているものと考えられる。

個人研究報告

ヒュームの知性論における「極めて危険なジレンマ」について

渡辺一弘（京都大学大学院生・日本学術振興会特別研究員）

『人間本性論』第一巻知性論の末尾においてヒュームは、理性と想像力をめぐる「極めて危険なジレンマ(very dangerous dilemma)」に直面する。事実的探究には一方で理性の導きが次かせないが、他方で想像力の働きにも私たちは身をゆだねざるをえない。理性のみに付き従うことも、想像力のみに頼ることも許されず、それではある程度まで理性に従おう、といつてもどの程度まで従うべきかがわからない。ヒュームが陥るジレンマとはこのようなものであり、これが解決不能のデッド・エンドであることを率直に認めるところから、彼は自身の「緩和された懐疑論」（と『人間知性研究』では呼ばれるところの立場）へと進むのである。

本発表の目的は、(a) この「極めて危険なジレンマ」がヒュームの全面的懐疑論の帰結から構成される仕組みを明らかにするとともに、(b) さらにそうした全面的懐疑論導出のモチーフと道具立てを彼の因果論／信念論にもとめることによって、(c) ヒュームが因果についての探究を経て全面的懐疑論に突入し、そして自然主義的な結論へと至るまでの複雑な議論のなかに、一本の道筋を浮かびあがらせることにある。『人間本性論』の構成に即していえば、第一巻第三部から第四部を一貫した視点でとらえる自然で説得力のある読みを提示すること、これである。

もっとも、上記 (a) および (b) のような論点じたいはおなじみのものである。本発表で提示する解釈の独自性は、ヒュームが信念論において言及する一般規則(general rule)に着目する点にある。ヒュームによれば、一般規則には想像力にもとづくきまぐれなもの、知性にもとづく恒常的なものとの二種類がある。そして後者の知性的一般規則によって、私たちは前者の想像的一般規則の悪影響を修正することができる。しかし、経験的探究に破産宣告を突きつける全面的懐疑論もまた、この二種類の一般規則を基本的な道具立てとして導き出されるてしまうのである。

解釈の骨子を示しておこう。ヒュームは帰納が心の習慣にほかならないとした。が、そこから彼が因果に関する懐疑論ないし非合理主義を帰結した、とただちに断じることができない。すくなくとも、ヒュームはたんに因果的信念の形成プロセスを心理学的に探究しようとしただけなのだ、といえるからである。ヒュームは、私たちが現在印象と記憶の印象から成る体系を「实在(reality)」と呼び、それに習慣すなわち因果関係によって結びつく知覚の体系にも实在という称号を与える、と述べている。すなわち、私たちは信念の真実性に関する基準を事実としてもっている。このばあい私たちにとって重要なのは、自らの信念と現在印象ないし記憶の印象とが因果的なプロセスによって結びついているかどうかを判定することだ。じっさいヒュームは第三部十五節において「原因と結果を判定するための」八つの知性的一般規則を提示する。では、知性的一般規則を用いて信念のよしあしを判定していく、というこの経験的探究のプログラムはうまく機能するだろうか。しない、ということを示すのがその後展開される全面的懐疑論の意義である。まず、知性的一般規則による判定を忠実に行なおうとすると私たちはなんらの信念も持たなくなることが、「理性に関する懐疑論」で示される。他方で、あらゆる事実的探究の基礎となる外的対象の連続存在についての信念が、じつは想像的一般規則の作用なしには生じないことが「感覚能力に関する懐疑論」で明らかになる。そしてさらに、これら知性と想像力のはたらきが、真正面から対立するものであることが示される。こうしてヒュームは、因果的信念に関する事実的探究から、解決不能のジレンマへと至るのである。

個人研究報告

命題記憶と把持

櫻木 新（明治学院大学）

動詞‘remember’は様々なタイプの目的語をとることで、異なった種類の記憶を表現するが、哲学者たちは伝統的にこの動詞がthat節を目的語とするとき（つまり“He remembers that John liked her.”などと主張されるとき）命題記憶、もしくは事実記憶、と呼ばれる特定の種類の記憶を表現すると考えてきた。Lockeが主張したように、記憶とは一種の心的な把持の能力であるという理解は直観的なものであるが、これを前提すれば、命題記憶 p を持つこと、すなわち p であることを覚えていること（to remember that p ）とは、何かを心に把持していること（to retain something）であろう。本発表は、以下5つのアプローチの検討を通じ、命題記憶が一体何の把持であるのかを明らかにすることを目指す。

（1）Empiricist Model：動詞rememberは動名詞を目的語にとるとき（例えば“I remember swimming.”のように）、命題記憶とは異なった種類の記憶、経験記憶と呼ばれる種類の記憶を表現する。LockeやHumeに見られるように、多くの哲学者は経験記憶とは記憶内容に対して一定の関連を持つ過去の経験の把持であると考えた。同様のモデルを命題記憶に適用すれば、命題記憶 p をもつことは記憶内容 p に一定の関連を持つ過去の経験を把持することである。

（2）Epistemic Model：Mooreが指摘したように、一般に共有されている直観に従えば、命題記憶は知識を含意する。すなわち、もし誰かが p であるということを覚えているならば、彼は p であることを知っている。Squiresのような哲学者はこの直観に従って、命題記憶とは過去に獲得された知識の把持であると主張する。このモデルによれば、命題記憶 p をもつことは過去に獲得された知識 p を把持することである。

（3）Memory Trace Model：記憶現象が過去と現在を何らかの形でつないでいることは明らかであるが、多くの哲学者はこの関係を因果的なものであると考える。その代表的な例が、Martin and Deutscher らによる所謂Memory Trace説である。この説によれば、何かを覚えていることは、時空的に連続な因果連鎖によって基礎づけられたある種の痕跡（Memory Trace）を保ち続けることである。このモデルを命題記憶に適用すれば、命題記憶 p をもつことは、この記憶の源（それが何であれ）に由来するMemory Traceを把持することである。

（4）Mnemonic Causation Model：記憶を因果関係によって基礎づけようとするもう一つの代表的なアプローチは、RussellによるMnemonic Causation説である。この説によれば、記憶現象においては、過去がその直接の原因の一部を構成するがゆえに、過去と現在をつなぐ時空的に連続な因果関係は含意されない。Ginetはこの説を、命題記憶と過去に獲得した知識の間関係に適用する。このモデルによれば、命題記憶 p を持つことは、過去における知識 p の獲得（もしくはその原因）によるMnemonicな因果関係の把持である。

（5）Epistemic Capacity Model：ShopeはEpistemic Modelに対する反例の検討から、過去に獲得された知識と命題記憶の間関係、知識そのものではなく、知識についての素質（epistemic capacity）の把持という側面から捉えることを提案する。従って、このモデルによれば、命題記憶 p をもつことは p を知るための（特定の種類の）素質の把持である。本発表はこのモデルの可能性に特に注目し、「認識的な素質」の概念について、傾向に関する先行研究や認識論的な外在主義の観点から更に詳細に検討したい。

個人研究報告

新しい規則帰結主義は古い批判をかわせるか？

鈴木 真（南山大学社会倫理研究所）

英国 Reading 大学の哲学者 Brad Hooker は、2000 年に *Ideal Code, Real World: A Rule Consequentialist Theory of Morality* (Oxford UP) という著書を出し、その後も精力的に規則帰結主義を弁護している。規則帰結主義とは、行為の正・不正は、帰結によって正当化される規則で決まる、という理論である。（規則功利主義—行為の正・不正は、帰結として生じる効用によって正当化される規則で決まるという理論—は、規則帰結主義の一形態である。）この理論は、行為の正・不正はその行為自体の帰結で決まる、という行為帰結主義規則に比べてより直観に適合的だと考えられて、1970 年代前半までは多くの支持者をもっていた。しかし 70 年代後半以降、いくつかの有名な批判を受けて英米圏の哲学者の間では不人気な説となっていた。Hooker の著書は規則帰結主義を古い批判から擁護可能なものとして再生したと一部ではみなされている。

発表者は Hooker の規則帰結主義は古い批判を完全に回避することはできないと論じる。Hooker の規則帰結主義は、規則の遵守でなく規則を受け入れ内在化することの帰結によって「規則の帰結」を定義し、規則帰結主義が行為帰結主義と外延的に一致する — 同じ正・不正の判断を必ず下すことになる — という著名な批判は回避する。この対策は過去の規則帰結主義者 — たとえば、R. Brandt — にもとられていたものであるが、様々な問題を招くことが知られており、Hooker の立場もこれらを免れていない。

第一に、行為の正・不正が、規則を内在化することの帰結（主にコスト）という直観的には行為の正・不正と無関係なものによって左右されることになる。規則を受け入れ内在化することの帰結は、誰がどのような言語や表現や手段を用いてどのような能力をもった人に規則を受け入れ内在化させようとするかに左右されるが、行為の正・不正がこのようなことに左右されるものだとはいえない。

これと関連して、第二に、誰が受け入れ内在化する者だとみなされるかによって、相対主義や恣意的な正・不正の決定に至る。各人が受け入れ内在化することができる最善の規則によってその人の行為の正・不正が決定されるならば、各人の能力や状況は異なっているので最善の規則が異なるものになり、行為の正・不正の基準が各人によって異なるという個人相対主義を招く。しかし、ある集団によって受け入れ内在化されることが可能な規則によって各人の行為の正・不正が決定されるならば、どの集団にするにせよ恣意性を免れるのは難しいし、集団相互で行為の正・不正の基準が異なるという集団相対主義を招く。

第三に、規則の帰結をどれだけ受け入れられ内在化された段階で比較するか、という問題が生じる。すべての人が必ず規則に従うと仮定して比較する場合、規則違反者はいないという仮定をすることになるので、違反に対する罰則を正当化するような帰結がなくなり、また現実離れた規則が正当化される。しかし、この仮定を放棄すると、規則の帰結を個人がどの程度内在化した段階で比較するか、という問題が生じる。また、集団による内在化の帰結によって規則を比較する場合には、どれだけの割合の成員が内在化した段階で帰結を比較するかという問題もある。これらの問題に恣意的でない解答を出すのは難しい。

第四に、規則帰結主義者が比較の対象にするのは単独の規則というより規則の集合であるので、規則の諸集合を内在化した場合どのような帰結が生じるかという難しい予測・計算・比較の問題が生じる。この問題をおくとしても、状況によっては相反する指示を出すような二つの規則を含む集合が正当化されるのではないか、という疑念が残る。というのも、相反する指示を出さないようにするには規則を複雑化したり規則の間に優先度を定める二次規則を加えることが必要だが、そのような規則を含む集合は内在化するのに高いコストがかかるため正当化されがたいからである。

個人研究報告

アダム・スミスのデザイン論と生物学的進化論——その共通点と相違点——

矢島 壮平 (東京大学大学院

生)

アダム・スミスが神の存在についてデザイン論 (design argument, argument from design) を支持し、その哲学において目的因 (final cause) としての神の存在を前提としていたということは、キャンベル、田中正司、クリーア、ヒルらによって強調されてきた。一方で、スミスが生物創造の目的として「個体の維持と種の拡散」を挙げていることもあり、スミスが神の存在を前提としていたことを否定し、そこに自然選択 (natural selection) と近似した代替的説明が見出されることを強調するコースやフルーといった論者も存在する。歴史的に見て、スミスが生物学的進化を想定していたはずはなく、仮にそうした解釈が存在するとすれば、アヒストリカルなものとして退けられなければならない。しかし、スミスのデザイン論に生物学的進化論を連想させる何かがあるというのも確かであり、必要なのは、ただ両者が別のものだとして済ますことではなく、両者の異同を明確化し、両者に共通点があるとすれば、一体それが何であるのかを明らかにすることである。

以上の問題意識に基づき、本発表ではまず、スミスの理論が神のような超自然的存在に訴えるものではないとする論者の見解を検討しつつ、スミスのデザイン論がいかなるものであるのかを概観する。スミスにおける神は、「個体の維持と種の拡散」あるいはもっと具体的に「人類の幸福」を生物創造の目的とする神である。つまり、多くの論者が指摘するようにそれは「仁愛ある神 (benevolent God)」であり、またキャンベルの言い方言えば「功利主義者 (utilitarian)」の神である。スミスはこうした功利主義者の神を、人間本性 (human nature) を (特に) 含む生物個体の形質に関する最善の説明として導出する。こうしたデザイン論は、ボウラーが言うところの「功利的デザイン論 (utilitarian argument from design)」であり、それはペイリーを始めとする主要なデザイン論者によって採用されてきた。

聖職者となるためケンブリッジ大学に学んでいた若きダーウィンが、教科書として用いられていたペイリーの『自然神学』に深い感銘を受けていたことはよく知られており、現代ではリチャード・ドーキンスが自らを「新ペイリー主義者」と称している。本発表では、進化論的見解の代表例としてドーキンスの説明的適応主義 (explanatory adaptationism) を取り上げる。ドーキンスは、生物個体の生存・繁殖にとって有用で複雑な形質を「適応的複雑性 (adaptive complexity)」と呼び、そこに説明の必要性を見出す点でペイリーのようなデザイン論者と共通の基盤の上に立つが、その説明を神の存在に求めるのではなく、自然選択による進化に求める点で自身の立場がそれと決定的に異なることを強調する。

このように、神の存在と自然選択はそれぞれ、生物個体の複雑な形質が持つ有用性、すなわち適応を説明する代替的な対立仮説であると言え、その意味で、スミスのデザイン論はダーウィンの登場によってその意義を失ったと理解することもできる。しかし一方でデザイン論と進化論は、生物個体の形質を「個体の維持と種の拡散」あるいは「遺伝子の存続」といった何らかの目的に適合的であるとする点においては (目的自体の実在性については別として) 一致するのであり、本発表ではこの点においてデザイン論がスミスの哲学において重要な意義を持つということを論じたい。

個人研究報告

J.S.ミルにおける幸福と徳の関係について

水野 俊誠（慶応大学）

徳と幸福の関係については哲学史上さまざまな考え方が提示されてきた。この問題についてミル(John Stuart Mill)は、徳が幸福の一部になるという考え方を示している。ミルのこの考え方についてはいくつかの解釈が提案されてきた。適切な解釈はどのようなものだろうか。

『功利主義論』第4章でミルは、幸福が目的として望ましい唯一のものであるという考え方を提示している。すなわち、「功利主義学説によれば、幸福が目的として望ましいものであり、しかも望ましい唯一のものであって、他のすべてのものはその目的に対する手段としてだけ望ましいにすぎないということである」とミルは述べている。

一方、徳のような、普通のことばでは幸福とははっきり区別されるものを人々が欲するという事実をミルは認めている。すなわち、「さて普通のことばで幸福とははっきり区別されるものを、人々が望むことは明白である。たとえば彼らは、たしかに快樂と、苦痛がないこととおとらず、徳と、悪徳がないことを望む」と彼は述べている。人々が幸福とは区別されるものを欲するというこの事実、幸福が目的として望ましい唯一のものであるという功利主義にある考え方と矛盾するという批判が、ミルに対して差し向けられてきた。

この批判に答えてミルは、徳がそれ自体として欲求されるべきであるという考え方は、幸福が目的として望ましい唯一のものであるとする功利主義学説と整合すると以下のように論じている。すなわち、「功利主義学説は、徳が欲求されるべきだということだけでなく、利害関心なしにそれ自体として欲求されるべきことを主張する。……[それ自体として望ましいものとして徳を愛すべきだということ]この見解は、いささかも幸福原理から逸脱していない。幸福の諸要素は非常にさまざまであり、そしてそれらの各々が、それ自体として望ましいのであって、たんに総量を増加させると考えられるばあいだけそうなのではない」。

徳をそれ自体として欲すべきであるという考え方が、幸福が目的として望ましい唯一のものであるとする功利主義学説と整合するのは、徳が幸福の一部になるからであるとミルは続けて以下のように述べている。すなわち、「徳は、功利主義学説によれば、当然はじめから目的の一部なのではなく、そうなりうるものである。そして利害関心なくそれを愛する人々において、それは、そうなったのであり、また幸福に対する手段としてではなく彼らの幸福の一部として、欲求され大切にされているのである」。

徳が幸福の一部になるというミルのこの考え方に関してこれまでに提案されてきたいくつかの解釈のなかから、バージャー(Fred Berger)の解釈とクリズプ(Roger Crisp)の解釈を取り上げて検討する。

まず、バージャーによれば、徳が幸福の一部であるとミルが述べるさいに念頭においていた考え方とは、徳はそれがもたらす快樂とは独立にそれ自体として価値を持つ、幸福の構成要素の1つであるというものであったとされる。

また、クリズプによれば、徳が幸福の一部であるというミルの考え方は、有徳であることがもたらす楽しい経験が幸福の一部をなすというものであるとされる。すなわち、「従って、これが、徳が幸福の一部であるというミルの主張に相当するものである。つまり幸福は、当人が有徳であることの楽しい経験によって部分的に構成されることができるとのことである」とクリズプは述べている。

いま見たバージャーの解釈およびクリズプの解釈は、どちらも困難な問題点を抱えていると本発表では論じる。そのうえで、徳が幸福の一部になるというミルの主張のいっそう説得力のある解釈を提示することを試みたい。

シンポジウムⅡ ダーウィンと現代

第1報告

社会ダーウィニズムとハーバート・スペンサー

藤田 祐(無所属)

1959年の『種の起原』出版100周年をきっかけとして盛んになった、ダーウィン研究を核とする進化理論研究は、さまざまな研究領域を横断する成果をあげてきた。科学理論と社会思想・政治思想との関係という問題関心からは、社会ダーウィニズムについても研究が進展した。以前から古典的リベラリズムと結びつけられている社会ダーウィニズムは、20世紀の終わりに興隆したネオ・リベラリズムと結びつけられて語られることもある。また、進化理論研究の深化とネオ・リベラリズムの興隆と並行して、典型的な社会ダーウィニズムを唱えた思想家とみなされているハーバート・スペンサー(1820-1903)についても再評価が行われてきた。本報告では、これまでの社会ダーウィニズム研究で取り上げられてきた論点を整理し、近年のスペンサー再評価の動向や同時代の知的コンテクストもふまえた上で、社会ダーウィニズムとスペンサー理論という問題を考察していきたい。

社会ダーウィニズム概念の研究では、ダーウィン理論と社会ダーウィニズム概念との関係も探究され、両者の距離が議論されてきた。一方では、ダーウィンの生物進化理論は社会ダーウィニズムとはまったく別のものであり、社会ダーウィニズムとはダーウィン理論の誤用もしくは乱用だという議論がある。この立場からはしばしばスペンサーが社会ダーウィニズムの創始者だとみなされる。他方では、ダーウィンの進化理論は本質的に社会ダーウィニズムであるというテーゼも提出されている。ヴィクトリア時代の科学というコンテクストにおいては、人間の道徳や社会の発展過程も自然の進化理論で説明しようと考えた点で、ダーウィンとスペンサーは共通の基盤に立っていたと言える。ダーウィンの関心の中心が生物進化の過程にあったことは間違いないが、ダーウィン理論は、スペンサー理論と同様に自然と社会の両方を包括する理論として提起されたとみなしうるのである。

スペンサー理論は、同時代の観念論者D・G・リッチーの批判を初めとして現在の研究者にいたるまで、ダーウィン進化理論によって自由放任の古典的リベラリズムを擁護したものだともみなされてきた。その一方で、リッチー自身の理論に見られるように、ダーウィンの進化理論に基づいて社会に対する国家の介入を擁護する議論を展開することも可能だった。また、生物学者のA・R・ウォレスとT・H・ハクスリーも、それぞれのダーウィン進化理論の解釈に基づいて自分の政治的立場を擁護する議論を展開していた。このように、ダーウィン理論に基づいて展開された社会的・政治的な議論が同様だったわけではないし、ダーウィン理論が社会理論と結びついた唯一の生物進化理論であるわけでもない。ヴィクトリア時代においてはさまざまな進化理論に基づいてさまざまな社会理論が展開され、科学理論と社会理論は複雑に絡み合いながら展開していったのである。社会ダーウィニズムの問題を考察する際には、このような進化論の多様性と多義性、および生物進化理論と社会進化理論の多様な関係性に目を向ける必要がある。

「社会の自然史」を探究することを訴えたスペンサーの「総合哲学」は、社会や倫理を初めとするさまざまな領域を自然進化の原理によって一元的に説明することを目指したものであった。社会ダーウィニズム概念との関連で問題とすべきは、スペンサーの進化理論におけるダーウィン進化理論の位置づけである。また、スペンサー理論における〈社会〉概念も検討する必要がある。さらには、『種の起原』以前の1850年代のスペンサー理論とその後の「総合哲学」期のスペンサー理論の差異にも注目すべきだろう。以上の論点をふまえて、本報告では、スペンサーの〈進化〉概念と〈社会〉概念を分析し、社会ダーウィニズムとスペンサーという問題を考察していきたい。

シンポジウムⅡ ダーウィンと現代

第2報告
ダーウィンと現代

横山輝雄(南山大学人文学部)

ある哲学者の学説や思想と、その受容にずれがあることは、例えば「ロックの哲学」などを考えると理解できるが、ダーウィンの場合はそれとは違った問題がある。ダーウィンの主要な業績は科学の世界に属すると考えられており、ダーウィンの「哲学」や「思想」は、それに比べると二次的なものとみなされていることである。このことはダーウィンその人についての研究だけでなく、スペンサーなどの社会進化論や優生学についての研究にも影響してきた。「一流の科学者ダーウィンと、二流の通俗家スペンサー」や「正しい科学的進化論と、その誤用としての優生学」といった図式がそうである。それは20世紀前半に成立した、進化論を自然科学の内部に限定して、その確立者としてのダーウィンを顕彰するとともに、進化論あるいは生物学などの自然科学を人文社会科学の領域に越権的に適用したスペンサーや優生学をたたき、というものであった。

しかし、素粒子や原子核研究を中心とした物理学から、分子生物学などの生命科学へと科学の中心が移動して「生命科学的転回」が1970年代におこり、医療技術などをめぐる倫理的問題との関連から「優生学の復活」がいわれ、ドーキンスの『利己的遺伝子』やウィルソンの『社会生物学』が人文社会科学を生物学的な視点から統合すべきことを主張し、また最近ではさらに脳科学の知見による議論がでてくると、自然科学と人文社会科学の分離と相互不干渉という図式はなりたたなくなってきた。哲学者デネットの大著『ダーウィンの危険な思想』や、進化論についてのローマ法王書簡が、(1896年ではなく)1996年ごろ出されており、19世紀後半にハクスレーが『進化と倫理』で問題にしたことがらが再び議論されるようになってきた。

こうした状況において、ダーウィンが『人間の由来』などでとりあげている、人間社会や文化の形成についての進化論的説明の可能性の問題は、現在の社会生物学あるいは進化心理学などの関連からして興味深い。ダーウィンはビーグル号の航海において、当時としては例外的に、「安楽椅子人類学」ではなく現地の「フィールド・ワーク」を行っていたにもかかわらず、現在文化人類学が基本としているような視座を獲得できなかった。このことは、現在におけるドーキンスやウィルソンの自然化の試みを検討するにあたって示唆的である。

21世紀に入ると、進化論をめぐる欧米の状況に変化が生じてきている。それは宗教の問題が正面から議論されるようになってきたことである。ドーキンスは『神は妄想である』などで公然たる宗教批判を開始し、神学者との論争がおこっている。進化生物学者グールドもその晩年に科学と宗教をめぐる著書をあらわしている。日本ではそれまでドーキンスやグールドはよく読まれてきたが、こうした著作をどう受け止めるかで当惑している。それは社会生物学をどう受け入れたか、あるいは19世紀後半以降の進化論の受容一般にまでさかのぼる問題かもしれない。日本、中国、韓国などの東アジアと欧米における進化論をめぐる議論状況の違い、特に宗教との関連での違いを考えることは、現在におけるダーウィンあるいは進化論をめぐる議論を考えるにあたって重要である。

シンポジウムII ダーウィンと現代

第3報告

ダーウィンの残した思考ツール：近年の生物学哲学の話題から

伊勢田哲治(京都大学文学研究科)

本提題では、ダーウィン進化論の影響を思考ツールという観点から考えてみたい。ダーウィン進化論の新しさは単に結論のみにあったのではなく、そこで提供された思考のツールにもあった。そうした思考ツールは生物進化というもともとの適応領域を越えてさまざまな応用が可能なるものである。ここでは、選択型理論と系統樹思考という二つの思考ツールに話題を絞り、近年の生物学哲学でどのような議論がなされているかを紹介する。

ダーウィンの進化論には共通先祖説と自然選択説という二つの主な主張がある。このうち共通先祖説、つまり現在存在する多様な種は少数の共通の先祖から徐々に分化してきたものである、という立場は、『種の起源』出版後比較的すぐに科学者の共通理解となった。これに対して自然選択説、すなわち進化の主要なメカニズムは自然選択であるという立場に対しては根強い反発が存在しつづけ、20世紀半ばに進化総合説が成立するまで定説とはならなかった。しかし、思考のツールとして見たときには、逆に、自然選択という思考のツールの新しさはほとんど『種の起源』の出版と同時に認められたのに対し、共通先祖説が含意するラディカルなものの見方の変化については近年になるまであまり認識されていなかったように思われる。

まず自然選択説の内包する思考のツールである選択型理論の考え方から見ていこう。ダーウィンは、なぜ生物の体がこれほど合目的なのかという問いに対する答えとして、生き延びるのに有利な形質をたまたま持った個体がより多く子孫を残すことで、そうした合目的性が自然発生してきた、という答えを与えた。この仕組みが働くために必要なのは、有利さにおいて差があり、ある程度は遺伝されるようなさまざまな形質が個体群の中にあるということと、個体群に対して有利さに応じた選択がかかるということである。しかし、これは生物の進化に限らず、「なぜxは理に適った構造や機能を持っているのか」という問い一般に対する答えのフォーマットとして、意図的な設計による説明以外のほとんど唯一の説明タイプとなっている。ダーデンとケインはこのような説明図式を総称して「選択型理論」と呼ぶ。これはドーキンスの用語では「普遍的ダーウィニズム」つまり免疫反応の仕組みなど進化と直接関係のないもの、さらには文化の進化などにもあてはめられている。さらに、選択型理論の考え方は、単なる解釈の枠組みを超えて、進化アルゴリズムという形で実用化もされている。生物進化の理論としての自然選択説には現在でもさまざまなバリエーションや異論があり、生物学でも主要な話題となっているが、狭い意味での自然選択を越えた選択型理論の適用範囲は通常思われている以上に広い。

次に、共通先祖説が内包する概念的ツールについて考えよう。これは、生物のレベルでは「生物学的種」の概念に関わる。ダーウィン以前には生物学的種とはある種の本質を共有した個体群だと考えられていた。しかし、一つの種が徐々に分化して二つの種になっていくという共通先祖説の考え方からは、生物学的種が「本質」によって規定されているということとはありえない。さらには、共時的には生殖隔離のような形で生物学的種が定義できるように見えたとしても、通時的に徐々に変化していく生物集団に対して種を定義するには決定的に不十分である。それをうけて、種というものを歴史的な実体とみなし、種そのものがある種の個体だとしてとらえるような見方も登場した。分類ではなく樹状構造で世界をとらえる見方(三中信宏が「系統樹思考」と名付けるもの)はわれわれの思考法にも大きな影響を与えらると思われるが、選択型理論と違い、こうした思考法のもたらすインパクトについては、まだ一般に認知されているとは言い難い。